

たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 納期限の延長等により担保を提供する場合のたばこ税額に対するたばこ特別税額の割合について、たばこ税の税率の特例の創設に伴い、所要の見直しを行うこととする。(第3条、附則第2項関係)
- 2 この政令は、令和9年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)